

に基く計画を想定いたしましたして暴行行為等を行うような事象の動向等に関連をいたしまして、一応その都度警察官の配置もそういうふうな考へて参りたい、殊に警察官の警邏、移動警備等につきましてもそういう角度から考へて参りたい、こういう方途を講じておる次第でございます。

○岡本愛祐君 もう一点お尋ねしておきますが、銃砲刀剣類等のほかにはゆるゆるの兇器という言葉がありますね、その兇器に当たるものとして、どのくらいの範囲のことを考へておるか。たしか兇器については刑法の規定があつたですね。

○政府委員(齋藤昇君) 兇器につきましては、刀剣類の中の類の点で御説明を申し上げますが、それ以外のものにつきましても刑法の兇器は人を殺傷するに足る物件という解釈であると考へておりますが、さうになりますと、例え竹槍のごときものも兇器と言ふことが言えるのであります。又最近現われつつあります硫酸を瓶につめてぶつかけるとか、或いは催涙ガスの悪質なものを用いるとかいうような傾向もあるものであります。これらにつきましてもは只今そのもの自身の製造或いは流通というものを禁止をしたり、制限をしたりする規定はないのであります。我々のほうはいたしましては、これを今後どうしようかと扱つて行くか、只今いろいろと研究中でございます。

○岡本愛祐君 その点触れたかつたのですが、催涙ガスとか、まあ刀剣銃砲にも比すべき、いわゆる兇器がございまして、これは銃砲刀剣類については、こういう取締の法律ができるが、その

ほうは持つてゐるだけでは、製造することは自由であるということでは片手落ちではないかと思ふのです。その点で立法措置をせられる意思があるのかどうか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(齋藤昇君) 只今も申し上げましたように、この点につきましてもは只今研究中でございます。これは用いようによつて兇器にもなり又用いようによつてはほかの或いは薬になつたり、ほかの用途に供せられるものでありますから、これを立法化することは非常にむづかしい点が多いのであります。只今研究中でございます。暫らく時間をお与へ願ひたいと思ひます。

○委員(西郷吉之助君) それでは岡野国務大臣がお見えになりましたか、只今の警察関係の法案の審議は次回に譲りまして、岡野国務大臣より昨日義務教育費国庫負担の問題を文部省、文部大臣並びに地財委から伺ひましたが、本日は岡野国務大臣より所見を求めます。

○国務大臣(岡野清家君) 義務教育費国庫負担法というものは文部省で試案が作られておりました、いろいろお話が出ておりますが、私は地方財政委員が担当の国務大臣といたしまして、あの案には少し異論がございまして、賛成いたしかねる次第でございます。と申しますことは、御承知の通り、今現存いたしますところの平衡交付金、この平衡交付金につきましてもは皆様方に大変な御心配をかけたもので、昨年以來いろいろ国会においても論議が出たような次第でございます。或いは平衡交付金に対するいろいろ御不満なり、又御批評もあつたと思ひます。併しながら只今の地方財政を運営

して行きます最も大切な根幹の組織でございます。これはできるだけ一つ尊重して、同時に若し欠陥があり、足りないところがあれば、これを補充して行きたい、かように考へておる次第でございます。そこで私も詳しいことは存じませんが、今回の平衡交付金は約三百五六十もあつたと伝えられておるのでございますが、これを地方の自主性を認めるという意味におきまして、平衡交付金に切替えたわけでございます。そしてその当時およそ三百くらゐの国庫補助金というものがあつたのを皆廃止しまして、そして平衡交付金という一つの組織の中に入れて、そして詳しく地方財政委員会規則とか何とかいうことによりまして地方の財政需要をかなり厳格に詳しく策定し、それに対して又地方の収入というものを税の方面或いはいろいろなほかの収入もございまして、それを合せて、そして財政需要と財政収入とを彼此勘案しまして、足りないところを国庫が平衡交付金として出す。併し算出の基礎は地方の需要に相応するようになつて行きますけれども、地方においては千差万別の地方公共団体でございまして、その自主的立場から一番重要だと思ふ方面へは無論論でもよろしい、即ち、と申しますことは、自由に地方が自分自身の行政をやつて行く、こういうことにつきましても、いわゆる紐を付けずに自由自在に自分のところで自主的行政を運行して行く、こういうふうなことをさせるために平衡交付金ができておるのであります。私が伺ひました今回の文部省の案といたしましては、これが

平衡交付金を二分と申しますか、分断いたしました。そして元の補助金にあつた戻りをするという形になる。そういう意味におきまして、私自身といたしましては、先ず平衡交付金を作つたとき立法の趣旨にも反しますし、又折角地方が自主独立の立派な自治が確立した方向に進みつつある場合に、又中央集権的の形になるような財政というの上からも余り面白くないことである。又同時にそれは裏返して申しますれば、平衡交付金というものの趣旨を没却してしまふものである。こういう立場から、私といたしましては地方財政委員会が主張しておりますようにやります。併しその点におきまして各省の所管事務が平衡交付金は折角やつてあるけれども、地方において、それが本當の趣旨に使われず、無駄な方面に使われてしまつておるといふようなこととがござつて、その弊害が非常に大きいというふうなことがあれば、おのずからそれを是正する方法もある。それについては地方財政委員会のほうでは地方財政委員会の平衡交付金法の一部を改正でもいたしました。それで仮に例えて申しますれば、教育としてこれだけの支出を出しておるのに、まるで使われないでほかの方面に使つておる、それではその地方の教育が十分完備されない、又義務教育を行うのに遺憾な点が多いというふうなことが気が付きますれば、その所管相たる文部大臣が、あの地方公共団体はどうか、折角平衡交付金を算出してやつておるのに、そのほうにちつとも使われないから、あれを一つ勧告してくれ、又注意してくれという、こういう御依頼があれば、注意をし、同時に又注意してもやはり所管大臣の思ふ通りにその事務が運行されなければ、改めて平衡交付金を今後その仕事に関する限りは減額する、こういうふうな方法を講ずれば、私は立派に文部省の意図するところが遂行されて行くのじやないかと、こう考へますので、私は今、先ほども申し上げましたように地方の自治を確立する点において、でき上りましたところの平衡交付金の趣旨を没却するような改正案は、私として実は賛成いたしかねる次第でございます。

○委員(西郷吉之助君) 只今の大臣の御意見に對しまして御質疑ありましたら、この際お願いいたします。

○石村幸作君 昨日文部大臣の趣旨と御説明を聞いて、財政委員会はこれに反対の意思の発表がありまして、今又岡野国務大臣から真向から御反対の御意見であります。

先ず我々も徹底的に調査の域まで達しておらないですが、この問題はもう一、二年前から大分くすぶつていたので、根本はどうかお話があつたように紐付きでなければいけない。教育費を折角平衡交付金のうちから支出して、これを地方が他に流すというふうな虚れがあるというのですが、平衡交付金でもらつた教育費を流すほど、そんな余裕は地方にはないのであります。むしろもつと、莫大な金を足し前をしなければ、地方の義務教育をやつて行けないというふうな実情だと思ふのです。そこでこの問題は常に教育委員会がこういうことを主張して教育委員会と、それからこの地方の財

れという、こういう御依頼があれば、注意をし、同時に又注意してもやはり所管大臣の思ふ通りにその事務が運行されなければ、改めて平衡交付金を今後その仕事に関する限りは減額する、こういうふうな方法を講ずれば、私は立派に文部省の意図するところが遂行されて行くのじやないかと、こう考へますので、私は今、先ほども申し上げましたように地方の自治を確立する点において、でき上りましたところの平衡交付金の趣旨を没却するような改正案は、私として実は賛成いたしかねる次第でございます。

いけれども、二十四年の何月とかの閣議決定があつて、それがそのまま今日生きていて、それが閣議に文部省の案を出した場合には、閣議は反対するはずなのだというふうなお話があつたようですね。二十四年の閣議決定がそのまま生きていよう言われたのですが、非常に意外に思つたのですけれども、その後地財委の意見を聞くことと反対で、今岡野国務大臣の御意見も反対で非常にそこに我々としては妙な感じを受けたのです。二十四年の何月かのお話だつたのです。

○国務大臣(岡野清素君) 答え申上げます。二十四年の高瀬文部大臣のときにそんなことがあつたといふことは聞いております。併しながらその当時の内容と今回漏れ承りますところの内容とはすつかり違つております。仮にこの前の閣議決定が生きていたといふことに百歩譲りまして承服してしましても、それならばその当時の閣議で決定しました要綱通りの法案が出るならば、或いは閣議決定されたと言えないことはありせんけれども、併しながら最近におけるあの法案の内容とするところのものは、閣議には何ら話も出ませんし、決定してやらん次第でございます。

○堀末治君 ちよつと大臣にお尋ねいたしますが、今朝の新聞だと思つたのですが、今度平衡交付金法一部改正法案についてこの問題と絡んで文部大臣は閣議の決定に賛成せられなんだといふことが出ておりますが、何かそういうことはございませうか。

○国務大臣(岡野清素君) それは私はいふことがございませう。それは私はいふことがございませう。それは私はいふことがございませう。

じやないかと思つて。と申します。これは、御承知の通りに地方財政委員会規則と申しますものは、二十六年度までは地方財政委員会の規則でいろいろな……ちよつと速記を……

○委員長(西郷吉之助君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○国務大臣(岡野清素君) それはさういふことでは。文部省で教育費といふものがどうも確保されていなくて、だからあつたといふことをしなればならぬといふような仰せがあつたもので、それから丁度まあ二十七年程度からは地方財政委員会の規則を法律に直さなければなりません、法律に直すにつきましては文部省の義務教育の費用ですね、確保ができるようにちやんと法定してしまふ、さうしたら何も文句はないのじやないかといふことで、その法定する案を出しているのが一応これになつておるのです。ちよつと詳しいことは事務当局から御説明申上げます。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財政平衡交付金法の改正案は差当り文部省の考え方と食い違ひはないと考へておつたのでありますけれども、最近出されておられます義務教育費国庫負担法案によりまして、その法案によりまして、地方財政平衡交付金法を改正いたします。地方財政平衡交付金法で測定いたします小学校費や中学校費、要するに義務教育費に關しまするものは全部削減してしまひたい、さうして義務教育費国庫負担法の中で全部計算するよりにしたい、或いは又地方財政平衡交

付金法で配分されまます交付金千二百五十億円の申から五百三十六億円だけを減額いたしました。義務教育費国庫負担としてその法案に基いて配分した。さういふ考え方が明らかになつてきたわけでありませう。当時さういふ案がわかりませうとしたので、なぜ保留されておつたのか了解に苦しんでおつたのでありますけれども、義務教育費国庫負担法を出したために一応それは保留しておきたい、さういふ考えであつたのであります。

○原虎一君 岡野大臣にお伺いするのですが、今他の委員から説明がありましたが、文部大臣に閣議決定はいつ頃できるか、即ち義務教育費国庫負担法といふものの案ができていつあるのか、それが閣議でいつ決定できるのか、大よその時期を知りたいといふのでお聞きしたのであります。が、はつきりはいいたしておりませんが、大臣の信念といふは、文部大臣のお考えは、さういふ正しいことをやるのであるから、閣議においても反対があらうはずがないといふやうな御答弁なんです。ところが今日岡野大臣は眞向から反対してらるんですね。さうなりましたと、我々議員が法案を出すなら別でありませうが、政府が出して来るものを閣議決定を遂げないものを取上げて、のんべんだらりとやつておられる暇がもうだん／＼なくなつて来ております。そこでお聞きしたいのは、この問題をめぐつて文部省とそれから岡野大臣との間における折衝は何もなされていなく、何に伺います。さうしますと、岡野大臣はこのままでやつて行かれる、押切つて行かれるとお考えであるか、さもなければ閣議決定を急がれて、閣議で何らかの処置をされるというお考えがあるのか、その点をお伺いしたいのであります。

○国務大臣(岡野清素君) お答え申上げます。閣議に出れば私は先ほど申し上げましたやうな態度をとるつもりでおりますけれども、併し只今のところでは閣議では話が出ません。ですから何らの立場も表明しておりません。でございませうが、今いふ事務当局の方面で何か話合いを受けておるのではありません。事務当局のほうでは話合いを受けておられますけれども、閣議の問題にはなつておりませう。それで私には先ほど先ほどのやうな反対の意思を持つておられますので、今それを急いで出してこれといふ催促はいたさないつもりでございます。

○原虎一君 それは我々地方行政委員としては、私が今言つたやうに当然考へると思つておられます。事務当局で折衝しておると言われますが、問題は基本的なものがございませう。問題はさういふ折衝してもそれは一つの既引に過ぎないことにならぬのじやないかと思つたのであります。岡野大臣のお考えと文部大臣のお考えは、全然基本的に違つておるのではありませんか、即ち平衡交付金から義務教育費国庫負担を別にするとさういふことについては、基本的に正面から衝突されておるんですね。さうして事務当局が何を折衝されたつてこれにしようないわけですね。ところが文部省からは、さういふ案がすでに騰写版刷にして出て来たわけでありませう。これは地方行政委員会に關する重大な問題なんです。これはその準備審査といふやうなことを突はいつまで

も続けていられるには余りにも国会の期日が迫つていられるのではないかと、閣議もありませんから、地方行政の方面の担当の岡野大臣としては文部大臣は文部大臣の独自の考えであるから、それが閣議に出して来るまではおらほうは知らんで置か、さういふお考えであるやうなもので、これでは会期がだん／＼終りになつて来て、審議しなればならぬといふことになつて来ては困るといふ点があるから申上げたのであります。

○国務大臣(岡野清素君) もと／＼私の立場をいたしましては、予算閣議のときにこれを動かさない、さういふ法案を出さないといふ了解がついて、文部大臣は了解つていないといふことがおつしやるかも知れませんが、我々は了解つてはこそあの新予算、二十七年年度がすでに衆議院を通過いたしました、その予算書が国会に提出されておるのです。さういふいたしますと、千二百五十億のなかに、平衡交付金といふものは、これは動かさないといふことになつておるのですから、当然さういふものが出て来るはずはないと私は考へておるのですから、さういふものは審議されるのがおかしいのではないかと思つた。

○石村幸作君 先ほど私が續々申し上げたのを、原君が同じことを言つていらつしやるので、今ここでこの賛否を我々が言うにはまだ早い。そこでこの問題は、岡野国務大臣は、もう予算で平衡交付金が千二百五十億ままつていふ、だからこれは手は着けられないと申すけれども、文部大臣の意向は二十七年年度では紐付きで、平衡交付金からはつきり紐付きで出す、二十八年度

も続けていられるには余りにも国会の期日が迫つていられるのではないかと、閣議もありませんから、地方行政の方面の担当の岡野大臣としては文部大臣は文部大臣の独自の考えであるから、それが閣議に出して来るまではおらほうは知らんで置か、さういふお考えであるやうなもので、これでは会期がだん／＼終りになつて来て、審議しなればならぬといふことになつて来ては困るといふ点があるから申上げたのであります。

になつたら平衡交付金から外して独立する、こういう肚ではないのでしようか。それで而もこれは政府提案でなく、議員提案で出すというふうな気持ちでやつておられるのではないかと思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(岡野清素君) その辺のところは私もよく存じません。存じませんけれども、仮に議員提出で出されるということになれば、もう一遍予算を審議し直さなければならんことになるのではないかと思います。と申しますのは、衆議院でもうちやんと千二百五十億と書き出してありますし、而も昨年まで平衡交付金というものを彼此振替えができるという規則があつたのを、来年度はそれを外してしまつて、平衡交付金は平衡交付金として使わなければならんということにびしやつと書きまつてしまつて出て来ているものでありますから、そうしますれば結局紐付きにするという事になれば、紐付きにするという法律案を通して、同時に予算をもう一遍審議して、あれは法律になつたからこの予算はこう組替えてもいいようにしたという附帯決議でもつけなければいかん、今喋嗟の考えではそう考へます。

○石村幸作君 この問題は予備審査というよりもむしろそこまで行かない問題ですから、ここでいつまでやつたつて結論が出ないのですからいいとして、ただ御参考になつと申上げておきたいのですが、すでに御承知でしょうが、この問題は、こういうことをやつておりますと地方の一つの自治体の中に非常に苦しい立場ができて来る、こういうことがいつまでも延びておりますと……、そこで参考になつた

のだが、去る十一国会ですか中に、文部省からこんなふうな資料が出ていたのです、アメリカの第二次か第三次か忘れたが、教育使節団が見えてその報告案が勧告書として配付されたのですが、それを要約して言つと、今出てくる文部省案の又一步進んだ、教育費に関する限りこれは全部教育委員会が掌る、その予算の編成も教育委員会がやる、そしてその財源も、つまり教育院のようなものを、独立したものをとつて、これは県なり市町村の地方議会には容認させない、関係させない、そして教育委員会が独自で予算を組んでこれを徴税をする、自分の委員会の手で教育税のごときものを徴税する。

そういうような勧告が出ていたということもプリントにして配付したということに思つておるのです。これは、それから見ると今回の案はずつとまだまだ柔かいもので、そういうふうなものになつて来ますと、もうこれは議院政治がめちやくちやになるのでして、地方の財政なんというものは、自主的財政なんというものはできなくなる。そこで、文部省も或る程度まで強い、非常に熱心な、教育の熱心な余りそこまでの気持を持つておる、そういうことを一つ御参考になつて、意にとどめて、今後強く地方財政のためにお考えを願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) なおこの際岡野国務大臣に伺いますが、衆議院におきまして東京の二十三特別区の区長の任命の問題につきまして御意見の発表があつたようでありますからその問題について御所見をお伺ひします。
○国務大臣(岡野清素君) 区長を都知事の任命制にすると、こういうことで

すが、これは私昨年の秋以来地方行政の簡素化本部というものを作りまして、そしてその当時から地方のあり方をどうしたらいいだろうということをお研究しておりました。それから又神戸委員会の事務再配分の第二次勧告が出ましたので、それらなんかをいろいろ研究したりしまして、特別区と東京都というものの間の事務がどういふふうにあつたほうがいいかというふうなことをいろいろ研究して見たのであります。その当時から区長を都知事の任命制にしたらどんなものだろうかというふうなことが私の頭に往來した次第でございます。あれはそういうふうなことは頭に置いて研究したのでございませうが、併しまだそれが果してそうやるとかやらんとかということに決定したわけでもございませぬし、成案ができたわけでもございませぬ。ただ新聞に早くそういう我々の頭の動き方が反映しまして出て、そして只今御承知の通りそれに対する反対運動なんかの氣勢が上つておるようでございますが、併しこれは相当重大な問題でございますから、十分研究調査しまして結論を得て成案ができてから皆さんに御審議を願う段取りになると思ひます。右に行か左に行かまだ決定いたしておりませぬ。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませぬか……。それでは本日はこの程度において散会いたします。
午後零時二十三分散会

昭和二十七年三月二十日印刷

昭和二十七年三月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所